

飲食料品を取り扱う
事業者の皆さまへ

飲食料品の 消費税率が引下げになります



令和9年
4月1日から

2年間 1%へ

令和8年9月15日に閣議決定された「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び
就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」において、令和9年4月1日から2年間、
飲食料品の消費税率を1%とすることが盛り込まれました。

飲食料品を製造・流通・販売している事業者の皆さまは、レジ・会計・請求書・販売管理
システム等の対応や準備が必要となる場合があります。

早めの
準備を
お願いします



まずは**国税庁の特設サイト**をご確認ください

国税庁では、飲食料品の消費税率引下げについて、制度の**内容**や**対応方法**をまとめた
「消費税率引下げ特設サイト」を開設しています。

掲載資料



- 「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げについて（令和8年9月）」
（リーフレット・2頁）」
- 「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げについて（令和8年9月）」
（パンフレット・8頁）」
- 「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げに関するQ & A（令和8年9月）」
- 「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げについて（令和8年9月）（説明動画・3分）」

事業者の皆さまは、**早めに制度内容をご確認いただき、必要な準備を進めてください。**

国税庁
「消費税率引下げ特設サイト」

右のQRコードから
アクセスできます。



ご相談・お問い合わせ

飲食料品の消費税率引下げに関する一般的なご相談は、
「消費税軽減税率・インボイスコールセンター」へお問い合わせください。

専用ダイヤル

0120-205-553

受付時間

9:00～17:00
（土日祝を除く）



公益社団法人 気仙沼法人会

会員の皆さまへの情報提供として
ご案内しています。